

第30項を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項各号列記以外の部分中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項各号列記以外の部分中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項各号列記以外の部分中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項各号列記以外の部分中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項第5号中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に改め、同項を同条第11項とし、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第9条の見出し中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「にあつては」を「には」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条第11号中「にあつては」を「には」に改め、同号を同条第10号とする。

附則第9条の2の見出しを「(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「市の」を「本市の」に、「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地」を「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第10条の前の見出し中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(以下「平成29年改正前の法」という。)第349条の3又は平成29年改正前の法」を「法第349条の3又は」に改め、同条第2項及

び第3項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「ついて平成29年改正前の法」を「ついて法」に、「又は平成29年改正前の法」を「又は」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項及び第5項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「ついて平成29年改正前の法」を「ついて法」に、「又は平成29年改正前の法」を「又は」に改める。

附則第11条中「平成27年法律第2号)附則第18条」を「平成30年法律第3号)附則第22条」に、「基づき、平成27年度から平成29年度」を「より、平成30年度から平成32年度」に改める。

附則第12条の見出し中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条の表以外の部分中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「ついて平成29年改正前の法」を「ついて法」に、「又は平成29年改正前の法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「ついて平成29年改正前の法」を「ついて法」に、「又は平成29年改正前の法」を「又は」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「ついて平成29年改正前の法」を「ついて法」に、「又は平成29年改正前の法」を「又は」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第18条の前の見出し中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「ついて平成29年改正前の法」を「ついて法」に、「又は平成29年改正前の法」を「又は」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「ついて平成29年改正前の法」を「ついて法」に、「又は平成29年改正前の法」を「又は」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項及び第5項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「ついて平成29年改正前の法」を「ついて法」に、「又は平成29年改正前の法」を「又は」に改める。

附則第18条の2中「附則第18条」を「附則第22条」に、「基づき、平成27年度から平成29年度」を「より、平成30年度から平成32年度」に改める。

附則第19条の見出し中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条の表以外の部分中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「ついて平成29年改正前の法」を「ついて法」に、「又は平成29年改正前の法」を「又は」に改める。

附則第20条の2第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「ついて平成29年改正前の法」を「ついて法」に、「又は平成29年改正前の法」を「又は」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「ついて平成29年改正前の法」を「ついて法」に、「又は平成29年改正前の法」を「又は」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第22条第1項中「附則第10条第1項から第5項まで」を「附則第10条各項」に、「平成29年改正前の法」を「法」に、「平成29年改正前の法附則第15条」を「附則第15条から第15条の3まで」に、「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の第47条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、改正後の宇治市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（揭示済）

告 示

宇治市告示第21号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成30年3月30日から14日間
平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備 考
滝ヶ谷森線	二尾天狗岩4番地の1(右) 西笠取引坂70番地の1	前	2.0 ～88.4	129.6	
	二尾天狗岩4番地の1(右) 西笠取引坂70番地の1		7.9 ～30.8		

山王仙郷谷線	二尾天狗岩4番地の1(右) 西笠取引坂70番地の1	後	7.9 ～51.2	133.4	ダブル ウェイ の解消
	宇治金井戸19番地の1 志津川仙郷谷2番地の1	前	4.5 ～21.2		
	宇治金井戸19番地の1 志津川仙郷谷2番地の1	前	9.2 ～19.0	86.0	
	宇治金井戸19番地の1 志津川仙郷谷2番地の1	後	9.2 ～63.2		

（揭示済）

宇治市告示第22号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成30年3月30日から14日間
平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
山王仙郷谷線	宇治金井戸19番地の1 志津川仙郷谷2番地の1	平成30年3月30日

（揭示済）

宇治市告示第26号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成30年3月30日から14日間
平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備 考
森本山本線	菟道中筋50番地の5 菟道中筋50番地の3	前	3.5 ～4.0	27.5	
	菟道中筋50番地の5 菟道中筋50番地の3		3.8 ～7.3		

菟道6 9号線	菟道中筋49番地 の1	前	1.8 ~3.6	6.2	
	菟道中筋49番地 の1		1.8 ~3.6		
宇治1 0号線	宇治山本33番地 の5	前	0.6 ~9.6	94.7	
	宇治山本37番地 の1		0.6 ~9.6		
白川2 4号線	白川鍋倉山10番 地の3	前	2.0 ~4.4	178.6	
	白川鍋倉山10番 地の3		2.0 ~4.4		
広野町 33号 線	広野町一里山27 番地の8(右)	前	5.8 ~6.0	14.4	終点地番 「広野町 一里山5 番地の1 3」を「 広野町一 里山27 番地の8 (右)」 に改正。
	広野町一里山27 番地の8(右)		5.8 ~6.0		

(揭示済)

宇治市告示第27号

市道路線の供用の開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成30年3月30日から14日間

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
森本山本線	菟道中筋50番地の5 菟道中筋50番地の3	平成30年3月30日
宇治10号線	宇治山本33番地の5 宇治山本37番地の1	平成30年3月30日

広野町33号線	広野町一里山27番地 の8(右) 広野町一里山27番地 の8(右)	平成30年3月30日
---------	--	------------

(揭示済)

宇治市告示第31号

騒音に係る環境基準の地域の類型指定の一部改正について

騒音に係る環境基準の地域の類型指定(平成24年宇治市告示第30号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

表中「及び第2種中高層住居専用地域」を「、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改め、同表の備考中「、準住居地域」を「、準住居地域、田園住居地域」に改めます。

(揭示済)

宇治市告示第32号

指定された地域における規制基準の一部改正について

指定された地域における規制基準(平成24年宇治市告示第32号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

表の備考第1項中「及び第2種低層住居専用地域」を「、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改めます。

(揭示済)

宇治市告示第33号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定の一部改正について

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定(平成24年宇治市告示第33号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

第1項中「、準住居地域」を「、準住居地域、田園住居地域」に改めます。

(揭示済)

宇治市告示第34号

騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令に基づく区域の区分の一部改正について

騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令に基づく区域の区分(平成24年宇治市告示第34号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

表中「及び第2種中高層住居専用地域」を「、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改め、同表の備考中「、準住居地域」を「、準住居地域、田園住居地域」に改めます。

(揭示済)

宇治市告示第35号

振動規制法に基づく地域の指定及び指定された地域における

規制基準の一部改正について

振動規制法に基づく地域の指定及び指定された地域における規制基準（平成24年宇治市告示第35号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

第2項の表の備考第1項第1号中「及び準住居地域」を「準住居地域及び田園住居地域」に改めます。

(揭示済)

宇治市告示第36号

振動規制法施行規則に基づく特定建設作業の区域の指定の一部改正について

振動規制法施行規則に基づく特定建設作業の区域の指定（平成24年宇治市告示第36号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

第1項中「準住居地域」を「準住居地域、田園住居地域」に改めます。

(揭示済)

宇治市告示第37号

振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の区域の区分及び時間の区分の一部改正について

振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の区域の区分及び時間の区分（平成24年宇治市告示第37号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

第1項第1号中「及び準住居地域」を「準住居地域及び田園住居地域」に改めます。

(揭示済)

宇治市告示第38号

京都府環境を守り育てる条例に基づく拡声機の使用の制限に係る音量の一部改正について

京都府環境を守り育てる条例に基づく拡声機の使用の制限に係る音量（平成24年宇治市告示第41号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

表の備考第1項第1号中「及び第2種低層住居専用地域」を「第2種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改めます。

(揭示済)

宇治市告示第39号

京都府環境を守り育てる条例に基づく夜間営業等の騒音に係る区域及び基準の設定の一部改正について

京都府環境を守り育てる条例に基づく夜間営業等の騒音に係る区域及び基準の設定（平成24年宇治市告示第42号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

第2項の表の備考第1項第1号中「及び準住居地域」を「準住居地域及び田園住居地域」に改めます。

(揭示済)

宇治市告示第40号

平成30年度一般廃棄物処理実施計画

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する
条例(平成8年宇治市条例第10号)第10条第1項の規定により、平成30年度の宇治市一般廃棄物
処理実施計画を次のとおり告示します。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

1 一般廃棄物の処理状況

種		類	量	
ご	家庭系ごみ	可燃ごみ	23,522	t/年
		不燃ごみ	6,819	t/年
		粗大ごみ	154	t/年
	小計		30,495	t/年
	事業系ごみ	可燃ごみ	11,808	t/年
		不燃ごみ	203	t/年
小計		12,011	t/年	
み	資源ごみ	容器包装廃棄物	4,936	t/年
		その他資源ごみ	7,900	t/年
	小計		12,836	t/年
計		55,342	t/年	
し	し尿		5,816	kl/年
	浄化槽汚泥		20,010	kl/年
尿	計		25,826	kl/年

2 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

種類	収集処理区分	処理主体	中間処理				最終処分	
			破碎処理	焼却処理	選別	保管	埋立処分	引取、売却等
家庭系ごみ	可燃ごみ	宇治市 (直営・委託)		城南衛生管理組合			城南衛生管理組合 大阪湾フェニックス	業者
	不燃ごみ (スプレー缶を含む。)	宇治市 (直営・委託)	城南衛生管理組合				城南衛生管理組合 (一財)宇治廃棄物処理公社 大阪湾フェニックス	業者
	粗大ごみ	宇治市(直営) 排出者	城南衛生管理組合				城南衛生管理組合 (一財)宇治廃棄物処理公社 大阪湾フェニックス	業者
事業系ごみ	可燃ごみ	宇治市(直営) 排出者		城南衛生管理組合			城南衛生管理組合 大阪湾フェニックス	業者
	不燃ごみ	宇治市(直営) 排出者	城南衛生管理組合				城南衛生管理組合 (一財)宇治廃棄物処理公社 大阪湾フェニックス	業者
容器包装廃棄物	缶類	宇治市 (直営・委託)			城南衛生管理組合 社会福祉施設		城南衛生管理組合	業者
	びん類	宇治市 (直営・委託)			城南衛生管理組合		城南衛生管理組合 (一財)宇治廃棄物処理公社	業者 指定法人
	紙パック	宇治市 (拠点回収)			社会福祉施設(保管のみ)			業者
	ペットボトル	宇治市 (直営・委託)			城南衛生管理組合		城南衛生管理組合	指定法人
	プラスチック製 容器包装	宇治市(直営)			城南衛生管理組合		城南衛生管理組合	指定法人
	段ボール	宇治市(直営・委託) 自治会等			宇治市(保管のみ) 民間業者			業者
資源ごみ	古紙	宇治市(直営・委託) 自治会等			宇治市(保管のみ) 民間業者			業者
	生ごみ							自家処理
	廃乾電池	宇治市 (直営・委託)				城南衛生管理組合		業者
	魚アラ	排出者			京都市魚アラリサイクルセンター			
	せん 剪定枝	宇治市(直営) 排出者			城南衛生管理組合			
	廃家電製品	宇治市 (直営・委託)			宇治市(保管のみ) 再資源化施設			業者
					家電製品協会指定引取場所			
	廃パソコン	宇治市(直営)			城南衛生管理組合 再資源化施設			業者
	廃食油	宇治市(拠点回収) 協力団体等						業者
	ペットボトル キャップ	宇治市(拠点回収)			城南衛生管理組合			業者
	蛍光管	宇治市(拠点回収)			城南衛生管理組合			業者
小型家電	宇治市(拠点回収)			宇治市			業者	

(2) し尿

種類	収集処理区分	収集運搬	中間処理	最終処分
			し尿処理施設	埋立処分
し尿		城南衛生管理組合及び同組合の委託業者	城南衛生管理組合	城南衛生管理組合 (一財)宇治廃棄物処理公社
浄化槽 汚泥		城南衛生管理組合の許可業者	城南衛生管理組合	城南衛生管理組合 (一財)宇治廃棄物処理公社

3 一般廃棄物の処理実施計画

(1) ごみ処理実施計画

(ア) 収集運搬計画

種 類		項 目	処理主体	収 集 区 域 の 範 囲	収 集 回 数	収 集 の 方 法
家 庭 系 ご み	可 燃 ご み		宇 治 市 (直営・委託)	市 内 全 域	週 2 回	ステーション方式
	不 燃 ご み (スプレー缶 を含む。)		宇 治 市 (委託)	市内全域(下記を除く。)	週 1 回	ステーション方式
			宇 治 市 (直営)	市内一部山間地域		
粗 大 ご み			宇 治 市 (直営)	市 内 全 域	随 時	個 別 収 集
			排 出 者			自 己 搬 入
事 業 系 ご み	可 燃 ご み		宇 治 市 (直営)	市 内 全 域	週2~5回	個 別 収 集
			排 出 者		随 時	自 己 搬 入
	不 燃 ご み		宇 治 市 (直営)	市 内 全 域	随 時	個 別 収 集
		排 出 者	自 己 搬 入			

※ 資源ごみは、(イ)に記載

※ 宇治市ふれあい収集（ごみ収集福祉サービス）は、別に定める。

(イ) ごみの排出抑制・再資源化計画

排出抑制の方法

種 類		項 目	処理主体	排 出 抑 制 の 方 法
家 庭 系 ご み	可 燃 ご み		宇 治 市 (直営・委託)	1 広報紙・ちらし(分別)・日程表などで分別・減量の啓発 2 古紙回収事業の推進 3 宇治市廃棄物減量等推進審議会の提言に基づく排出抑制の推進 4 廃食油回収支援事業の推進 5 生ごみの水切り啓発 6 指定ごみ袋制の導入
	不 燃 ご み		宇 治 市 (直営・委託)	1 広報紙・ちらし(分別)・日程表などで分別・減量の啓発 2 容器包装廃棄物回収の推進 3 宇治市廃棄物減量等推進審議会の提言に基づく排出抑制の推進 4 指定ごみ袋制の導入
	粗 大 ご み		宇治市 排出者	1 広報紙・ちらし(分別)・日程表などで分別・減量の啓発 2 リサイクル情報センター(商工観光課)の活用 3 宇治市廃棄物減量等推進審議会の提言に基づく排出抑制の推進
事 業 系 ご み	可 燃 ご み		宇治市 排出者	1 広報等で分別・減量の啓発 2 減量、再資源化等の促進要請 3 宇治市廃棄物減量等推進審議会の提言に基づく排出抑制の推進
	不 燃 ご み		宇治市 排出者	4 透明袋導入による分別・減量の促進

再資源化の方法及び収集量

種類	項目	収集区域の範囲	収集回数	方 法	収集量	搬 入 先
容器包装廃棄物	缶 類	市内全域	2回/月	容器包装リサイクル法に基づく分別収集	284 t/年	城南衛生管理組合 社会福祉施設
	びん類	市内全域	1回/2週	容器包装リサイクル法に基づく分別収集	1,104 t/年	城南衛生管理組合
	紙パック	市内全域（拠点）	1回/週	市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う（63か所）。	23 t/年	城南衛生管理組合 社会福祉施設
	ペットボトル	市内全域	1回/2週	容器包装リサイクル法に基づく分別収集	509 t/年	城南衛生管理組合
	プラスチック製容器包装	市内全域	1回/週	容器包装リサイクル法に基づく分別収集	1,789 t/年	城南衛生管理組合
	段ボール	市内全域	おおむね1～2回/月	民間業者と契約して市と協定を結んだ自治会等に対する報償金制度（5円/kg）	1,227 t/年	古紙再生業者
小 計					4,936 t/年	
その他資源ごみ	古紙類（古布類を含む。）	市内全域	おおむね1～2回/月	民間業者と契約して市と協定を結んだ自治会等に対する報償金制度（5円/kg）	7,330 t/年	古紙再生業者
	生ごみ			既存の生ごみ堆肥化容器等による。	84 t/年	自家処理
	廃乾電池	市内全域	2回/週	可燃ごみ収集時に分別収集	38 t/年	城南衛生管理組合
	魚アラ	市内全域	随 時	各業者等が京都市魚アラリサイクルセンターに搬入	448 t/年	京都市魚アラリサイクルセンター
	剪定枝	市内全域	随 時	各業者等が城南衛生管理組合に持ち込む。	453 t/年	城南衛生管理組合
	廃家電製品	市内全域	随 時	不法投棄されたものを市が回収して再資源化施設へ持ち込む。	5 t/年	再資源化施設
		市内全域	1回/月	各家庭から市に収集依頼されたものを家電製品協会指定引取場所へ持ち込む。	3 t/年	指定引取場所
	廃パソコン	市内全域	随 時	不法投棄されたもの等を市が回収して再資源化施設及び城南衛生管理組合へ持ち込む。	1 t/年	再資源化施設 城南衛生管理組合
	廃食油	市内全域（拠点）	1回/週	市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う（11か所）。	10,780 t/年	再資源化施設
		当該地域		「市に登録した市民の団体等」が廃食油を自主的活動で回収し、業者が集積所で回収	35,220 t/年	再資源化施設
	ペットボトルキャップ	市内全域（拠点）	1回/週	市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う（11か所）。	2 t/年	城南衛生管理組合
	蛍光管	市内全域（拠点）	1回/週	市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う（11か所）。	1 t/年	城南衛生管理組合
小型家電	市内全域（拠点）	2回/週	小型家電リサイクル法に基づく分別収集で、市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う（11か所）。	6 t/年	再資源化施設	
小 計（廃食油を除く。）					8,371 t/年	
合 計（廃食油を除く。）					13,307 t/年	

(ウ) ごみ処理フロー

家庭系

処理区分 種類	収集運搬		搬入先		中間処理			処分方法
	処理主体	量	搬入先	処理主体及び施設	搬入者及び量	残さ量	破	
可燃ごみ	宇治市 (直営・委託)	23,522t/年	城南衛生管理組合 折居清掃工場	城南衛生管理組合 折居清掃工場	城南衛生管理組合	6,494t/年	3,608t/年	埋立処分 2,377t/年
不燃ごみ	宇治市 (直営・委託)	6,819t/年 (スプレー缶 30t/年を含む。)	城南衛生管理組合 直接埋立(→公社) 0t/年	城南衛生管理組合 市町搬入(三郷山)157t/年 * 非飛散性アスベスト等 (一財) 宇治廃棄物処理公社 322t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山	6,494t/年	1,157t/年 928t/年 0t/年 292t/年 471t/年 27t/年 11t/年 (計 6,494t/年)	焼却処理 3,608t/年 売却 509t/年 (計 6,494t/年)
粗大ごみ	宇治市 (直営) 排出者	154t/年						

中間処理		最終処分	
焼	却	埋	分
処理主体及び施設 城南衛生管理組合 折居清掃工場	残さ量 2,515 t/年	処理主体及び施設 大阪湾フェニックス 城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山	搬入者及び量 城南衛生管理組合委託 2,515t/年 城南衛生管理組合 0t/年
処理主体及び施設 城南衛生管理組合 折居清掃工場 グリーン21長谷山	残さ量 466 t/年	大阪湾フェニックス 城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山 (一財) 宇治廃棄物処理公社	城南衛生管理組合委託 439t/年 城南衛生管理組合・排出者 0t/年(アスベスト等を含む。) 城南衛生管理組合委託(→一部三郷山) 2,377t/年 宇治市委託 322t/年

事業系		収集運搬			中間処理			破砕		
		処理主体	量	搬入先	処理主体及び施設	搬入者及び量	残さ量	処分方法		
可燃ごみ	宇治市	1,512t/年	城南衛生管理組合 折居清掃工場 1,512t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山 グリーンヘル三郷山	宇治市 排出者 0t/年	0t/年	埋立処分 焼却処理 売却 (計 0t/年)			
	排出者	10,296t/年	クリーン21長谷山 10,296t/年							
	合計	11,808t/年								
不燃ごみ	宇治市	130t/年	(一財)宇治廃棄物処理公社 203t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山 グリーンヘル三郷山	宇治市 排出者 0t/年	0t/年	埋立処分 焼却処理 売却 (計 0t/年)			
	排出者	73t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山 0t/年 グリーンヘル三郷山 0t/年							
	合計	203t/年								

中間処理		最終処分	
焼却	埋立	搬入者及び量	売却処分等
城南衛生管理組合 折居清掃工場	大阪湾フェニックス	城南衛生管理組合委託 1,428t/年	業者等 81t/年
城南衛生管理組合 クリーン21長谷山	城南衛生管理組合 グリーンヘル三郷山	城南衛生管理組合 0t/年	
城南衛生管理組合 折居清掃工場 クリーン21長谷山	大阪湾フェニックス	城南衛生管理組合委託 0t/年	業者等 0t/年
	城南衛生管理組合 グリーンヘル三郷山	城南衛生管理組合 0t/年	
	(一財)宇治廃棄物処理公社	城南衛生管理組合委託 (→一部三郷山) 0t/年	
		宇治市委託 203t/年	